

異文化との共生の可能性を考える

— 日独の外国人情報を比較して —

竹内 宏

(1998年10月15日 受理)

<はじめに>

交通機関と各メディアの著しい発達により近年、我々が自国の文化以外の文化及びその担い手である人々と接する機会が飛躍的に増えつつある。因みに数字を挙げると、1994年に出国した日本人の数は1358万人、海外での3ヵ月以上の長期滞在者が約43万人、永住者が26万人である¹⁾。外国から日本に入ってきた人の数は1984年以降ずっと、毎年200万人を越えていて、93年には300万人余り、最新の数字97年には467万となっている²⁾ (貿易同様、著しい輸出超過であるが)。

凡そ人間は、何かよく知らないものや、外見の全く異なる人々に向き合ったとき、戸惑いを覚えたり必要以上の反応を示したりすることがしばしばで、場合によってはそれが過剰な排外的態度に結びつくことさえある。歴史上ではそのような民族差別・人種差別の例がいくつも知られている。現に、制度としてさえつい先頃までアパルトヘイトなどという人種差別が残っていたし、人類史上最大の恥部にして暗部であるヒットラーとナチスの反ユダヤ主義については多くを語るまでもない。我々のより身近なところに眼を転じると、現代日本の病根である「いじめ」は、様々な原因・理由は考えられるだろうが、自分とは異なる者に対するいわれのない反感や差別意識にも、その一因があると考えられる。これに対し、もし人が皆、人間はそれぞれ違うのが当たり前という前提に立った考え方ができるようになれば、個人のレベルでも、社会集団（その大きなものは民族とか人種ということになるだろう）のレベルでも、自分と異なるものと接する際の悪弊は大きく軽減することになるだろう。

このような考えのもとに本稿は、異なった文化及びその担い手である人々と、どういう付き合い方ができるのか、またすべきなのかということを論じる上での手がかり・きっかけを提供することをその意図とする。論を進めていく上でいくつか鍵になる概念が考えられようが、その中で最も重視したいのは「トレランス」ということばである。普通「寛容」とか「寛大」と訳されているこのことば（英・仏 *tolerance*、独 *Toleranz*）について、反政府活動の嫌疑で故国を終われパリでタクシー運転手として暮らす韓国人が、卓抜な定義を与えている。

「トレランスとは、他人が考え行動する方法の自由と、他人の政治的・宗教的意見の自由とを尊重すること」³⁾

「トレランスはあなたに、あなたと違うものを認めよといます。隣人を認め、外国人を認め、あなたと違う生活様式、違う文化を認めよと要求します。」⁴⁾

「トランスは、あなたが尊重されることを望むなら、まず他人を尊重し、あなたと違う人種と国籍を持つ人を尊重し、あなたと違う生活様式と文化を尊重せよと要求します。一言でいえば、**〈あなたのもの〉を尊重してほしいければ〈他人のもの〉をまず尊重せよという要求なのです。**」⁵⁾ このことばの意味内容及び重要性については、本稿が終章に近づく頃にはより明らかになっているはずである。

＜文化と異文化＞

さて、本稿では以降、異文化との付き合いということが主題になるわけであるが、そのためには「異文化」とは何かということ、さらにその前に、「文化」ということばの定義をはっきりさせておく必要があるだろう。普段我々は厳密な定義を意識しないで——ことばというものは須くそういうものであるが——このことばを用いている。曰く、日本文化や鹿児島の文化（郷土の文化）或いは食文化とかしぐさの文化とか、また横文字でもポップカルチャーとか近年盛んなカルチャー教室等々というふうに。ここで改めて、このことばの意味と用法について確認しておこう。

筆者が参照したいくつかの文献と辞典類によれば、このことばのおおよその定義は次のようである。

最も包括的で広い意味の「文化」は、「ある人間集団の生活表現の総体」⁶⁾であり、そこにはあるグループの営為のすべてが含まれる。言語がそうだし、宗教や道徳（倫理）や、家族・国家などの諸制度がそうであるし、もっと卑近なもの、食事も服装も住居も（衣食住）、この語法による「文化」に含まれる。要するに「人間を動物から区別している、人間社会の諸物及び諸価値」⁷⁾ということである。

いわゆる「文化人」というときの文化は、森鷗外や夏目漱石や、ドイツで言えばゲーテやシラー等の文学、演劇、モーツァルトやベートーベンなどの音楽、オペラ、日本で言えば能・狂言や歌舞伎、華道・茶道・書道等の諸芸術がこれに含まれる。つまりは高度で高尚な文化を指し、考え方もよるが漫画・劇画などは本来ここには含まれない。

或いはまた、「文化」を定義するのにしばしば、「文化と自然」または「文化と文明」という対立概念が用いられる。後者の「文化と文明」の方は、芸術や宗教、または知識の総体といった、ある社会が持つ精神的側面と、その社会の物質的側面との二項対立を意味する。「精神文化」に対して「物質文明」と言われるときの使い方である。一般に「文明」ということばは「文化」と比較して低次元の発達を示す民族または社会に対して用いられる⁸⁾。その際、「～には文化がない」などと言うときには、自分が属する集団の優越性の意識と、それによる自国文化中心主義（エスノセントリズム）を伴う。以前あるアメリカの高名な外交官が旧ソ連を評して、「確かに政治的影響力は大きいし軍事大国ではあるけれど、ソ連には文化がない」という妄言を吐いたことがあった。これなどはエスノセントリズム発現の典型的な例であろう。

もう一つの二項対立「自然と文化」によると、文化とは、人間がその実用的及び精神的能力を、

とりわけ労働を通じて具現化し、それによって社会と人間自体の発達のプロセスを実現する、その行為の総体の構成要素と成果である⁹⁾、となる。文化の発達とは、人間がどれだけ自然から脱し得たか、人間がどれだけ自分を社会化できたかということの表現だというわけである。文化と自然の対立を強調するこの立場、人間が自然をねじ伏せて社会を形成し文化が生まれるというのは、主に長くヨーロッパで行なわれてきた考え方であるが、ここからは人間も自然の一部だという考え方は出てきにくい。従って、昨今相当に定着してきた「エコロジー」を重視する (ecologie = 生態学；つまり「生態学的環境の重視」ということである；現在ではふつつ「環境汚染防止」とか「環境に優しい」というほどの意味で用いられている) 考え方のためには、「自然と文化」の対立を強調する立場に少し留保を付ける必要がある。

それでは、以上のようなことを念頭に置きつつ、「異文化」とは何か、「異文化を理解する」とはどういうことになるか。先程の「文化」の定義に、「ある人間集団の生活表現の総体」というのがあったが、複数の文化が存在するとして、一つの文化の担い手は当然一つの間人集団である。これは小さいもので言うと、例えばある海辺の村落にはその村落なりの文化が存在するだろうし、それはまた、山間部にある別の集落が体現しているであろう文化とは違ったものであるはずだ。同じように、鹿児島文化とか大阪文化ということが盛んに言われる。日本文化に対して中国文化とかドイツ文化などという言い方も当然のように思える。もっと大きな単位では、特に形而上学分野で、西洋 (ヨーロッパ) の文化に対する東洋 (アジア) の文化ということが言われ、古代ローマの時代からこの二つを指す「occidental」と「oriental」ということばが使われてきた。

ただし、日本文化とか中国文化という使い方をするときには、その意味内容・定義について、よほど注意が必要である。つまり、日本文化／中国文化というときは、「日本」及び「中国」という国家と、そこに属する日本人及び中国人という存在を当然のように前提としている¹⁰⁾。しかしながら、国家というものはある意味で極めて人工的・恣意的に造り上げたものであって、純粹な「日本人」とか「中国人」などというものはひょっとしたら架空のものなのかも知れないのである。とりわけ現在のように多元的で細分化の進んだ社会では、一社会全体の文化、(即ち通常これは政治的に構成された) 一国家の文化、均質の「民族文化」などというものを無条件に想定することはできない。一つの社会の中にも多様な文化が存在するのが普通であり、この多様な文化の中にはいわゆるサブカルチャー (下位文化；漫画とか歌謡曲等の大衆芸能など。ポップカルチャーとも) やカウンターカルチャー (ドイツ語で *Alternative*、つまり別の生き方を模索する人々の文化；今日ではこれは、農薬や化学肥料を使わない農業とか、自家用車をできるだけ廃止しようとする動きとか、かなりの広がりを見せている) と呼ばれるものも含まれる。さらに例えば、「人種の坩堝」、最近では「人種のサラダボウル」とも言われるほどの多民族国家であるアメリカ合衆国のような国は、その民族の数だけの文化を内包するマルチカルチャー国家である。

我々とはもすると「単一民族単一国家 (単一文化)」という幻想のようなものを抱きがちであるが、そこからしばしば「純粹日本文化 (日本人)」などという観念が生まれ、それがさらに「日本

民族」の特異性・優秀性の意識、即ちエスノセントリズムへと導いてゆく。法律上・書類上の「国籍」と個人のアイデンティティの間には、相当の乖離があることがしばしばで、「～人とは誰か」とか「～文化とは」ということを考えるとき我々は、国籍-民族-文化-アイデンティティの連鎖をいったん断ち切って考えるべきであろう。

一国の国民文化ということについては以上のような微妙な問題があるものの、異なる人間集団が担う異なる文化というものが複数存在するのは明らかである。解りやすい例を挙げると、大阪の人間が東京のうどんは汁が真っ黒で食べられないという場合（食文化の違い）や、逆に東京の人間にとっては大阪の人はあまりに直截的で飾りがなさすぎると感じる人が多いという場合（精神文化・行動パターンの文化の違い）、日本人が自分の頭を指さしたらそれは頭が良いということの意味しているのに対して、ドイツ人が同じことをするとそれは誰か（第三者）の頭が少々おかしいということを行っている（しぐさの文化の違い）等々。このような異文化に直面すると人間はしばしば違和感を感じて戸惑う。この違和感・戸惑いが非常に大きい場合それは「カルチャーショック」ということばで表わされる。カルチャーショックに見舞われたときの反応は各人様々で、距離を保ち客観化しつつ事態に臨み、以降の自分の行動を軌道修正できる人もいれば、過剰反応のあまり極端な行動をとったり異文化に対する反感をつのらせたりする人もいる。先に述べた通り、本稿の主旨は、異なるものを異なるものとしてそのまま受け入れ、しかる後にその異なるものとの共存を図ることが可能かどうか、可能だとしたらそれはどういう形になるのかということについて、考えるきっかけを提供することである。

＜異文化体験と異文化の担い手たち＞

今日、我々が異文化を体験するのはどういう事情によるだろう。人が外国に出て行って長期滞在したり永住したりするときには、当然異文化を体験しその只中に生きることになり、冒頭で述べた通り現在約70万の日本人がこれを体験している。それに対し、ある国に異なる文化やその担い手が入って来ることによって、その国内にいる人々が異文化を体験することがある。今日の世界ではそれは、観光旅行を除くと、仕事をするため、つまり労働者として入ってくる場合、学業のため、つまり留学生として入ってくる場合、さらに様々な問題を提供する難民の場合に大別できる。そして、現在増え続ける国際人口移動の大部分は、難民と移民労働者が占めているのである。

1951年7月、26カ国の全権代表がジュネーブ会議で「難民条約」を採択した。この条約には1990年末現在で107カ国が加入していて、つまりはこの条約による難民の定義がほぼ全世界で通用することになるが、その定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」¹¹⁾とされている。これは最も狭い意味での「難民」で、狭義の難民は「政治・宗教難民」とであると言える。例えば、天安門事件以降の

中国の人権運動活動家がこれにあたる。しかしながら、社会一般で使われている「難民」の意味が、この定義で言い尽されているわけではない。これ以外にも、戦争・内戦による難民が存在する。例えば、ベトナム統一後のインドシナ難民（ベトナム、カンボジア、ラオス）も、1975年以降、国連によって難民として取り扱うよう求められている。旧ユーゴ解体による難民も、この「戦争（内戦）難民」に含まれる。さらに、アフリカ各地の砂漠化による飢餓状態を脱するために他国に移動せざるをえない者も、同じく難民と見做される（環境難民／飢餓難民）。もう一つ、常に問題を提起するのが「経済難民」と呼ばれる人々で、これは一部偽装難民を含んでいて、国際会議や各国の政策においてしばしば難民保護の対象から除外される。ただし、国外脱出に際して政治的理由と経済的理由を截然と区別することは難しい。この「経済難民」については、後で外国人労働者を論じるところで詳しく扱う。

このように理由は様々であるが、1990年1月1日付けの国連難民高等弁務官事務所（UNHCR = the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees：1951年1月1日発足）調べによると、全世界での難民数は1500万に上る。これにパレスチナ難民とカンボジア難民を加えると1800万になる。

次に、異文化との接触をもたらすもう一つの大きな存在として、移民労働者発生事情について概括しておこう。新大陸発見以来16世紀初頭より4世紀近くにもわたって、南北アメリカへの奴隷の強制移住が展開された。19世紀にはヨーロッパ諸国からアメリカ大陸への大量移民がピークを迎え、20世紀における世界資本主義の中核アメリカ合衆国を形成する基礎となった。欧米列強が展開した植民地体制下でも、大量の外国人労働者が移植された。つまり、資本主義世界経済の形成過程は、大規模な労働力の国際移動を伴ってきた¹²⁾。これは第二次大戦後の数十年を経た現在もなお続いていて、現在の国際労働力移動については、全地球規模の移民の時代に入ったと言ってよい。出稼ぎ労働者も現在では、「ポートピープル」などを除くと、ほとんどが航空機で移動する時代である。通信手段の著しい発達もあり、どんなに離れた所の情報でもほとんどリアルタイムで手に入るようになった。例えば日本から見て地球の裏側にあるブラジルのサンパウロやリオデジャネイロなどの日系社会の新聞には、日本からの求人情報が連日掲載されているという¹³⁾。このような事情で、国際的な労働市場が形成され、世界の資本主義に新しい構造が生まれつつある。

資本主義の労働市場に対する作用のメカニズムは、現在の中国の事情を概観してみればよく理解できるだろう。1990年末現在で11億4000万の人口を擁する中国は、農村部を中心に数千万から一億とも言われる過剰労働力を抱えている。この状況下で近年、資本主義的市場経済を導入した広東省沿岸部では、広州や経済特別区が繁栄を謳歌しつつある。中央部の資本によって大量の商品が投入され、農村部にもそれら商品が入ってくると、それに伴って消費パターンや貨幣関係も変化する。商品が入ってこないまでも、情報化社会の波は農村部といえども影響を与えないではいられない。その結果、それまではぎりぎりの生存を維持することに甘んじていた伝統的な生産構造・生活構造が揺さぶられ、現金収入を求めての出稼ぎが増える。このようにして、次第に農村人口の農地離れ

が進み、都市部への大量の労働力移動が起こる。

第三世界諸国の多くがこのような構造を持ち、農村過剰労働力の圧力が極端に強い場合、それはさらにそのまま、「貧しい」南から「豊かな」北へ、開発途上国から先進諸国への労働力の国際移動の図式に当てはまる。その結果現在全世界で、推計によると不法就労者などを含めて約2500万から3000万の移民労働者が母国を離れて働いているという事態に至っている。先の難民1800万を加えると約5000万の人々が国外に流出し地球上をさまよっているということになる。さらに後方には、膨大な予備軍が存在する。

このような状況下であり、また開放度も高まっている今日の世界では、国際的人口移動の受け入れ先である北の先進国がいかなる政策をとろうとも、各国の外国人の比率が高まることは時間の問題である。国民国家（＝民族国家；一民族一国家）の基盤は大きく揺るぎつつある、いや元々それは幻想に近いものかもしれない¹⁴⁾。日本は例外の一つかもしれないが、それでも「貧しい南」から「豊かな北」への人の流れから免れていることはできない。そこで以下では、外国人の大量流入・多文化社会の到来に臨んで、どのような問題があり如何なる対処が可能でまた望ましいかということを考える出発点として、この事態に対して対照的な政策をとってきた、ドイツと日本の事情を比較して詳述してみることにする。

＜難民への対応—ドイツと日本＞

1993年まで、EU 諸国の中でもドイツには断然多くの難民が殺到してきた。とりわけ、89年に東欧と西欧を隔てていたあらゆる意味での壁が崩れて以降、その年は121300、90年は193050、91年は256112、92年は438191と激増している¹⁵⁾。もっともこれは、自らを難民と称してその認定を申請した者の数であって、そのほとんどは本来の政治的意味での難民ではないと推察される。ではあるが、例えばこの90年の数字を、同じように積極的に難民を受け入れてきた隣国フランスの56050と比較してみれば、その突出ぶりが明白である。迫害を受ける恐れがある、と真に主張できる難民にとって、ドイツ（旧西ドイツ）の法制度ほど、保護を確実にできる例は他にない（後に述べるように、「なかった」と言うべきかもしれない）。ドイツの憲法である基本法は1949年（当時西ドイツ）に制定されたが、この憲法の第16条第2項に、「政治的に迫害を受ける者は Asylrecht を享有する」と定められている。Asylとは本来、「不可侵のもの」を指すギリシャ語で、治外法権の場所、避難所（英語の asylum を辞書で引くとこの訳語がある）の意味であり、Asylrechtとは国際法上認められた亡命者などの庇護権（庇護請求権）を意味する。また、「政治的に迫害を受ける者」とは実質的に、難民条約で定義された「難民」とほぼ同じである。

「庇護」ということばの意味は具体的には、難民に対する入国・在留の許可、迫害国への追放・送還禁止、人間らしい必要最低限の生存条件の提供を含む保護である。この原則によれば、難民は憲法上の権利として、個人の資格で自分から保護をドイツ政府に求めることができ、ドイツ政府がその保護を提供する義務を負う、ということである。そしてこの憲法原則を実施するために、詳細

な法制度や連邦難民認定庁がつくられた。

なぜドイツでは、1951年にジュネーブ会議で難民条約が採択される以前に既に、このような高邁な理念の原則が憲法に盛り込まれることになったのだろうか。一部の見方では、ナチスによるユダヤ人迫害のため何十万人というユダヤ人が難民化したことの悔いから、このような憲法原則を定めたのだ、と言われる。このような事情もあったかもしれないが、もっと大きな理由がある。第二次大戦後、憲法の起草に関わった人たちの多くは、ワイマル共和制時代すでに活発な政治活動を行っていた人々であり、ナチスに追われてアメリカ、イギリス、フランスなど各国への亡命を余儀なくされた経験を持つ。彼らが憲法を創ったとき、自らが難民であったこの運命が念頭にあり、先のような条項を付け加えることになったというものである。憲法に盛り込まれたこの高邁な理念が40年後、政治（多くは経済）難民の殺到を招き、その結果ドイツは様々な問題に直面することになった。その多くは外国人労働者の問題とも関連するが、ここでは主に経済的負担に触れるに留めておくことにする。1990年の時点で生活保護を受けてドイツに暮らす外国人は、877000¹⁶⁾を数える。この人たちにかかる社会保障費は年間72億マルク（約5000億円）に達する（この当時の旧東地区の労働者の平均月給がおおよそ900マルクだったのに対し、法律上の矛盾もあり生活保護として1200マルクが支給されていて、当然労働者からは不満の声が出る）。1992年末ドイツには150万（うち30万が旧ユーゴスラビアから；とりわけ統一ドイツは、旧ユーゴスラビアからの難民化した人々を、他のEU諸国の総計以上に受け入れてきた）の難民がいたが、全世界では先述の通り推計1800万だから、そのうち約8%がドイツに集中していることになる。

もちろん、庇護を求めてやってくる人の中には、明らかに憲法第16条を悪用する者もいる。特に、外国人労働者受け入れの窓口が政府によって狭められ始めた1974年以降（これについては後述）、難民資格認定の手続きを乱用する者が増えた。1989年に報告された極端な例を挙げてみよう¹⁷⁾。イスタンブール発の航空機で、妻と母親と12人の子供を連れたトルコ人がフランクフルトに着いた。正規のパスポートを持っている。入国の理由を訊かれて妻は、郷里ではドイツへ行けばたまりと児童手当がもらえると言ったから、と答えた。夫の方は、政治的理由で迫害を受けているかどうかという問いに対して、ノーと答えた。この一家は翌日トルコへ送還されることになった。送還の直前夫は、昨日は頭痛がしてちゃんと答えられなかったが、本当のところ自分は、政治的信条のために何度も警察から暴行を受けたという。つまり政治難民というわけである。審査の結果これが認められればこの一家は、月々約5300マルク（40万円余）の生活費が支給されることになる。ドイツでは外国人であっても、第一子は50マルク、第二子は最高100マルク、第三子は220マルクまで、第四子以降は240マルクまでの児童手当が受けられる。トルコ人女性の平均出産数は約5人であるが、筆者は滞独中に、7～8人も子供を作れば働かなくとも食っていけるとそぶくトルコ人の話を聞いたことがある。実際子供が8人いる場合、先の数字をあてはめると児童手当だけで円にして月額約13万が手に入る計算となる。

庇護権乱用のもう一つの例として、世界的によく知られ、日本でも再三報道された人物の名前を

挙げておこう。メデジンカルテルで悪名高い、コロンビアの麻薬王エスコバル（1993年逃走中にコロンビアの公安警察によって射殺）は、家族を庇護権によってドイツに逃れさせようとした（結局失敗）。

ドイツ当局（難民認定庁）は、個々の例について本当に政治的難民と認められるかどうか、慎重に審査している。しかしながら、通例この審査自体に9～10ヵ月を要し、その間待機中の申請者の生活保障もしなければならない。審査が数年に及ぶ極端な例もある¹⁸⁾。1991年初頭現在で審査を待っている15万人について、待機期間中の生活費だけでも約10億マルク（80億円）に上るのである。

本当に庇護を必要とする難民は確かに相当数存在する。実際に難民認定を受けるのは約5%にすぎないが、残りの95%がすべて庇護権乱用者だとするのは早計であり、彼らは実際に拷問、飢餓、内戦、テロ等々で脅かされている可能性は十分ある。現実には、認定を受けられなかった後も約1/3がドイツ国内に留まっている。これは人道的見地から国外退去させられなかった人々で、インドシナからの割り当て難民——ドイツは通常の難民認定審査とは別枠で、1980年度制定の分担難民法によって、世界のどこかで大量の難民が発生したとき世界各国と分担してその一部を引き受けている；インドシナ難民はこの分担難民である——をも含めると、1/3強は事実上庇護権を有すると言える。また、憲法裁判所の判事も、「偽の難民に庇護権が与えられたらそれは法律違反だが、本当の難民が庇護権行使を妨げられるようなことがあれば、それは憲法違反である」と述べる。筆者が1981～83年のドイツ留学中、何人かの友人・知人に社会保障の悪用について尋ねてみたところでも、本当に必要とする人がいる以上、悪用する者の存在を気にしてはられないというのが、平均的な答えであった。ただし当時はまだ、社会保障で生活する外国人の数は16万（1980年の数字）と、90年の1/5以下にすぎなかった。その上、所得税の7.3%に当る連帯税を始めとする旧東地区に対する復興の援助のための負担増を嘆く市民が少なくない現在、果たして同じような答えが返ってくるかどうかはわからない。

このような状況に鑑み、ドイツでは憲法第16条改正に関する論議が盛んになり、ついに1993年（発効は7月1日）、難民認定の制限条項を付け加える形で、改正が行なわれた。それによると、「迫害のない」国（EU以外では、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、スロバキア、ガーナ等々が挙げられている）からの申請者は、現実に政治的迫害があったということを証明できない限り庇護権を認めない、ことと、政治的難民を受け入れている「安全な第三国」（EU、ポーランド、ドイツの隣国すべて）を経由して来た申請者も、庇護の対象にはならないとされている。この改正によって、93年上半期には224099を数えた庇護権申請者が下半期には98690に激減し、通年でも322599と前年の26.5%減となった（94年はさらに93年の6割減；現在は毎年10万人を越す程度で、ほぼ89年の水準に落ち着いている。もちろんそれでも他国に比べて突出しているが）。

もっとも、この解決策に対する批判は多方面から出ている。正規の入国のルートが狭められたことで、国際的な密入国業者には却っていい時代だという声もある。また、改正によって出国の理由ではなく出国のルートが問題にされることになった、という批判は当を得たものであろう。例えば、

「迫害がない」とされたルーマニアからのロマ（ジプシーという語は蔑称とされ現在では用いられない）は、93年以降全く受け入れられなくなった。また、ドイツの条件が厳しくなった分、他の国、例えばオランダに影響が出ている。オランダは庇護権請求者をドイツに送り返すことはしないのである。

一方、わが日本の難民に対する政策はどうなっているだろう。元来日本は、亡命者や政治的難民の庇護権を表わす *Asyl* に相当する概念を知らない国であった。1947年5月施行の日本国憲法には、難民保護に関する規定は置かれていなかったし、難民保護に関する特別の法律が定められることもなかった。52年発効の対日平和条約（サンフランシスコ条約）の前文では、日本が世界人権宣言第14条の、「迫害を免れるため他国に避難する権利を有する」という原則を実現するために新たな政策を打ち出すことはなかった。

ところが、難民事件ないし亡命事件は、1950年代60年代を通じて散発的に生じていた¹⁹⁾。そのような事件に対して国は、難民保護に関する法令も政策もないままで、出入国管理に関する当時の法制度の枠内で消極的に対応したにすぎなかった。政治犯罪人不引き渡し原則が適用されたことも一度もなかった。ほとんどの政治亡命事件または難民事件は、出入国管理に基づく法務大臣の裁量によって、亡命や難民受け入れを認めないという消極的な方向で処理されてしまった。こういう状態が長く続いたが、70年代にかけて難民条約に加入すべきとの声が高まっていった。一方で加入に警戒的な見方も根強かった。日本が難民条約加入によって難民受け入れの道をつくると、政治的・経済的に不安定な近隣諸国から大量の難民が日本の地に流れ込んでくるおそれがあるし、在日韓国人・朝鮮人や在日中国人との間でさえも必ずしも十分に融和していない日本人の社会の中に、新たに難民を受け入れても、難民との社会関係を上手につくることができるか疑問である、というのがその理由であったという。これは、今から30年近くも前ということ割り引いても、あまりにも後向きの考え方と言わざるをえない。

政府が難民条約加入に踏み切れないでいるうちに、1975年の南北ベトナム統一以降、しばしばインドシナ難民がボートピープルとして日本沿岸に漂着する。このような事態の進行につれて、政府は徐々に、難民の上陸を許可するようになり、その在留期間も延長してゆく。そして1978年4月、主にアメリカ政府などからの強い要請という外圧に屈する形で、ベトナム難民の定住を認めるに至る。インドシナ難民の定住受け入れ枠は、最終的には1万人とされた。

難民条約への加入は、やっと1981年（国内での発効は82年）に実現する。これに先立って国民年金法や児童手当法などの法改正——国籍条項の撤廃——の必要があったが、これも大幅に遅れた。条約加入後93年までに認定を受けた難民と、75年以降受け入れてきたインドシナ難民を合わせても、現在日本国内に定住する難民数は約9300人にすぎない²⁰⁾。これは他の先進国に比べて、あまりにも少ない数である。難民救援のために日本は、UNHCR に対し他に抜きんでた額の資金を提供している。しかし実際に国内への条約難民の受け入れに関する限り、政府はほとんどシャットアウトに近い方針で臨んでいる（1982年の難民条約加入以来213人を認定；91年は1人、92年は3人、93

年は1人)。

典型的な例を挙げよう。1989年に日本は、それまで未体験の規模で難民問題と直面することになる。いわゆる「難民船」が、五島列島や沖縄諸島、鹿児島徳之島や熊本県の沿岸に、相次いで辿り着いた。この年一年間で、23隻の船に乗った約3500人(実に前年比16倍)が、九州・南西諸島を中心とした日本の沿岸に到達したのである²¹⁾(この中には「偽装難民」も多く含まれ、このことが関係官庁の役人の、「ボートピープル」に対する冷淡な態度の一因ではあるが)。その89年9月、自国の民主化運動(天安門事件)に参加した中国人女性が日本への「難民船」に乗り、大村レセプションセンターに収容された²²⁾。彼女は難民認定申請の手続きを(意図的に?)知らされないうまま、特別在留許可を得るために必要な口頭審理を受ける権利を放棄する、という書類にサインさせられてしまう(この時収容された人はすべてそうだった)。入管側は弁護士の面会も一ヵ月間にわたって拒否、その間に強制送還の手続きを進めた。その年の12月になってようやく弁護士が面会でき、そのとき初めて難民認定手続きの存在を知った彼女はすぐに申請を行なう一方、すでに発布・執行されていた退去強制命令に対して90年3月、その取り消しを求める訴訟を起こした。しかし結局、難民認定申請は90年6月に却下、退去強制命令に対する異義申し立ても同年9月に却下され、彼女は91年8月に強制送還された。帰国後彼女は半年間抑留されたという。このように、認定手続きの告知を怠ったため、または手続きが複雑なために申請が遅れたことが理由で却下される例は多い。

ガスタルバイター

<ドイツの外国人労働者>

次に、ドイツにおいて日常的により身近な、外国人労働者をめぐる状況を見てみよう。まずは、ある歌の歌詞の中に、外国人労働者事情を考える上でのいくつかのキーワードを探ってみよう。

ここに歌うは トーニオ・スキアーヴォの物語

生まれも育ちも メゾジョルノ

妻と8人の子供 そのうち3人は虫の息

その上2人と半分の妹が 一部屋に

トーニオ・スキアーヴォはずらかった

遠くへ越したよ

パラダイスへね

それはヘルネの近くのどこかさ²³⁾

これは、ドイツの詩人で社会派のシンガー&ソングライターでもあるフランツ・ヨーゼフ・デーゲンハルトの『トーニオ・スキアーヴォ』という作品である(訳詩は筆者)。歌い出しには、「この歌をイタリア人 Gastarbeiter のトーニオ・スキアーヴォに捧げる。彼はほんの短い間だけ、西ドイツの町ヘルネに暮らした」という台詞が付けられる。Gastarbeiterとは、直訳すれば「ゲスト労働者」だが、1950年代半ば以降ドイツに流入を続け今や200万人近くにも達した、主に東方及び南方からの出稼ぎ労働者に対するドイツ語の婉曲的表現である。この歌は1966年の作品であるが、当

時 *Gastarbeiter* といえばイタリア人が代表的な存在であった。戦後いち早く経済復興の道を行んだドイツは、1955年にイタリア人を労働力として受け入れる協定を結んだ。以降次々と、60年スペイン、61年トルコ、63年モロッコ、64年ポルトガル、65年チュニジア／ギリシャ、68年ユーゴスラビア（当時）との間に協定を結ぶことになる。

さて、この歌の主人公トニーオの姓スキアーヴォは、イタリア語で「奴隷」を意味する。彼の出身地とされるメゾジョルノとは、「真昼」を意味する語を、太陽の照りつける南部の意に転用したもので、南仏を表わすフランス語 *midi* と同様の表現である。ただしイタリア語の「メゾジョルノ」は独自の意味内容を持っていて、イタリアではミラノを中心として商工業の栄える北部と違い、観光以外にとりたてて産業のない南部は貧困が支配している。従って経済大国であるドイツへと出稼ぎに行く人数も南部が圧倒的に多い。メゾジョルノはこういう語感を持っているのであって、この世界はまさにメゾジョルノだらけと言える。主に肉體労働に従事する出稼ぎ者たちの落ち着き先の一つとして、この歌の中のヘルネがある。これは、いわゆるルール工業地帯の北部に実在する、典型的な中規模鋳工業都市で、当然ながら外国人労働者への依存度は高い。そこではしかし、トニーオのように劣悪な住居（2番の歌詞に13人同居のたこ部屋とある）に押し込められ、またあからさまな偏見や差別に会うことも稀ではないようだ。3番では「イタ公のブタ野郎！」と口にする現場監督が登場するが、「現場監督」を意味するドイツ語の *Polier* にはしばしば、粗野でがさつで弱い者いじめ（ここでは外国人差別）をするようなタイプという語感がつきまとう。もちろんこの歌はフィクションであるが、これが現実に極めて近いものであるということは、ギュンター・ヴァルラフのルポルタージュ『最底辺』が詳細に証している。

そのような決して快適とは言えない労働条件にもかかわらず、ドイツへの出稼ぎ労働者の流れは止まるところを知らない。1993年現在統一ドイツには、労働者及び自営業者（合計で185万）とその家族を含め約650万の外国人が暮らす²⁴⁾（総人口の実に8%超；98年4月の最新の報道では730万となっているから、さらに人口比率は上がっている）。出身国別に多い順に並べると、トルコ185万（外国人人口における構成比28.6%）、ユーゴスラビア（分裂前の国籍による）92万（14.1%）、イタリア56万（8.6%）、ギリシャ35万（5.3%）となる。70年代初頭からは特に積極的に労働力を受け入れたため、70年から73年までの3年間に90万を超えるトルコ人が旧西ドイツに流入し、現在では圧倒的多数を占める。当初、経済発展の担い手としての外国人労働者はもてはやされ、100万人目の外国人労働者はモーターバイクをプレゼントされ、式典が催されたものである。その後73年に募集がストップされた——外国人労働者の導入の際に指摘される問題の一つに、労働力確保の安全弁として使われるということがある——にもかかわらず、一度開いた門を再び閉じてしまうのは難しい。74年までに大量の「駆け込み入国」があり、その後は家族の呼び寄せによって外国人人口が激増した。引き続きトルコを中心とした外国人の流入は止まらず、今日のような数字に至ったのである。

1981年に当時の連邦首相ヘルムート・シュミット（社会民主党＝中道左派の革新政党）は政権に

あった7年間を振り返って、「これほど多くの外国人を国内に入れたのは間違いであった」と述べている。革新政党からの首相をしてこう言わしめるほど、様々な問題が顕在化してきたということであろうが、いくつか具体的に挙げてみよう。

外国人事情についての問題が取り上げられる場合に決まって登場することばに、Integration という語がある。「統合」と訳されているが、異なる（文化の）社会に入った個人及び集団が、大きな摩擦を起こすことなくその社会と一体になるというほどの意味にとればよいだろう。さらに詳しく言えば、共存する異質な諸集団が、その文化的特殊性・アイデンティティを否定されることなく相互に交流関係を持ち、相互に融合し合うということであり、これは密接な相互依存と積極的な社会参加を前提とする。「増埒」と「サラダボウル」の比喩で言えば、これは明らかにサラダボウル（それぞれの野菜が持味を十分に発揮して全体としてのサラダを作り上げている）型の社会を目指すものであり、外国人労働者とその受け入れ社会とのある種理想的な関係であろう。しかしながら、この「統合」が、例えば180ヶ国からの移住者が人口の約1/4（新生児にいたっては1/3）を占めるフランクフルトのような町で円滑に機能するだろうか。それがうまく行なわれない場合には、地元住民との間に様々な軋轢が生じるのもある程度止むをえないであろう。

外国人の住民と受け入れ社会との関係についての考え方には、「統合」の他に、「同化」と「編入」がある²⁵⁾。「同化」とは、外国人住民が自ら保持していた出身国の文化や慣習を放棄して受け入れ国の文化や慣習を取り入れ、いわば別の存在になることであり、受け入れ国の社会が変容を迫られることは一切ない。基本的には、少数者である外国人が多数者の社会に吸収され、多数者の文化を受け入れるという構図で、以前はこの「同化」の理念が支配的であった（「増埒」はこの考え方に近い）。この延長線上には「帰化」がある。「編入」とは、受け入れ社会への外国人の参加にもかかわらず、文化的・宗教的内容の放棄ないしは変更を必ずしも強制されず、民族的・文化的・宗教的アイデンティティがそのまま保持される。再び先の比喩を用いるならば、いくつもの野菜を切って混ぜただけで、それを統合してサラダという食物を作るための、いわばドレッシングが欠けている。機械的組み入れであり、受け入れ国が結果的にいくつもの下位国家へと分裂する懸念があり、そのことからさらに、極右勢力の台頭を助長する可能性も出てくる。現実には、ドイツの外国人人口の約4割を占めるイスラム圏諸国の人々は、概して非常に信仰心が篤く——外国人労働者は一般に、受け入れ国において宗教の上で急進化することが多い——、彼らは頑なに、自国での生活様式や考え方をそっくりそのまま移住先に持ち込もうとする。つまり彼らの場合、「編入」の段階に留まることがしばしばで、「統合」ましてや「同化」が実現されることは稀である。その結果、受け入れ国の地元の人々に違和感を与えたり、誤解や偏見を生むこともないとは言えない²⁶⁾。ドイツに定住した200万をはるかに超えるイスラム教徒が彼らのアイデンティティを強く主張し始め、「統合」を意図的に拒否する傾向も見られるようである。例えば最近、ドイツ国内のイスラム急進主義者の活動が活発化し、彼らは現在、全ドイツに300のコーラン学校を設立する計画を持っている。子供たちが西欧の考え方や生活様式に「毒される」ことを防ごうというわけである。

また、最近深刻さを増しつつある問題の一つに、職を与えられている外国人と、旧西地区だけで300万に達する（98年5月現在ドイツ全体で450万；失業率は西が11%強、東が20%弱）ドイツ人失業者との摩擦がある。とりわけ統一後の旧東地区で大量に発生した若年層の失業者は、以前からいるベトナムを始めとする社会主義国からの契約労働者に反感をつのらせている。91年9月のHoyerswerdaの外国人労働者住宅及び難民収容施設への襲撃に端を発し、92年11月 Mölln、93年5月 Sollingen における放火殺人へと続く、極右による一連の卑劣極まりない唾棄すべきテロ行為（91年から93年の2年間で23人の犠牲者）の背景には、こういう事実があることも確かなのである。

ドイツの現政権は外国人の大量流入に対し基本的に、「ドイツは移民国家ではない」という態度で臨んでいる。しかし現実疾うに、この主張を押し通せるような状況ではなくなっている。1960年から90年までにドイツには、1600万人の外国人が流入し1200万が流出した。合計で400万人、年平均で12万人のプラスで、上述の諸々の理由（特に外国人人口が9%超）を考え合わせても、ドイツの現況は「移民国家なしの移民状態」である。従って、「ドイツは移民国家に非ず」をもって対処するのは現実には合わないし、またマイナス面が多い。野党及び与党の一部にも、「移民国家」を宣言し、移民省の創設や年間受け入れ枠の確定など、紛れもない移民国家としての法整備を考えるべし、との声が高まっている。ただし、隣国フランスも同じような問題を抱えているということもあるし、移民の問題は元々ドイツ一国で解決できる問題ではなく、EU全体で対処すべきであろう。

移民受け入れに関してはまた、国籍付与についての考え方を再検討することも必要であろう。ドイツは国籍に関して「血統主義」（どこで生まれようと親がドイツ人であればよい）をとっている（非移民国は普通そうで、後述するが日本も極端な「血統主義」である）が、1991年施行の新外国人法によって、居住権の取得がさらに厳しくなった。その一方で、ドイツ社会への統合可能な条件を充たしている外国人にとっては帰化が簡略化された。しかしながら、以前からその必要性が言われていた二重国籍は認められなかった²⁷⁾。

血統主義の端的な現われは、東欧・旧ソ連に存在する300万人のドイツ系住民に対する処遇である。彼らは「民族的所属性」の証明だけでドイツに移住できるのである。そこで「なぜドイツ系の人々だけが優先されるのか」という不満の声が出てくる。統一以後、このいわば「再帰郷者」とも呼ぶべき人々と、さらに、生活様式・生活水準やメンタリティの異なる旧東地区からの移住者をも含めて、ドイツの外国事情はさらに複雑な現況を呈している。

<日本の外国人労働者>

次に、日本における難民以外の外国人をめぐる事情について、話を進める。1993年末現在で日本には132万人余（最新97年の数字は148万2千、人口比1.2%）の外国人が居住している²⁸⁾。国籍別内訳は、韓国・朝鮮68万、中国21万、ブラジル15万、フィリピン7万、以下アメリカ、ペルー、イギリス、タイと続く。統計に現われない数字として、所在不明の「超過滞在者」も約30万を数えると言われている。日本政府は依然として原則上、単純労働に携わる外国人の入国は認めていない。

現実には既に、合法・非合法合わせて約50万人の外国人労働者が入ってきていると推定されている²⁹⁾。観光ビザで入国した多くの外国人が、不法就労または超過滞在者として、人手不足に悩む業種の労働力を担っていることは、公然たる事実である。以下では、二世以上にわたって定住している在日韓国・朝鮮人は除いて、日本での外国人労働者の代表的存在である、中国人と日系ブラジル人・ペルー人を中心にして、彼らの存在が提起する問題を検証してみよう。

中国人の出稼ぎ労働者について考えるときに避けて通れないのは、正規の合法的ルートで滞在している21万人以外の、密入国者の存在である³⁰⁾。中国人密航者の大半は福建省出身である。福建省は元々、数世紀にわたって華僑を多く生み出してきた郷で、その現代の渡航目的地は欧州とアメリカと日本である。そして、密航者の手引きをするブローカーが、スネークヘッド——「蛇頭」という中国語に対するこの英語訳が今では世界によく知られるようになった——と呼ばれているいくつかの組織である³¹⁾。スネークヘッドが徴収する成功報酬は、日本への密入国の場合円にして150～200万というのが相場のようなのである。ある密航者の場合、200万円に相当する借金を返すために、毎日最低12時間、多いときは月480時間働いたこともあるという。生活費を除いて彼の手元には月に最低30万の金が残る。その大部分を地下銀行を通じて中国に送金するわけだが、この人の目標は2年間で借金返済、さらに1000万円の貯金だという。密航者たちに聞くと、日本はドイツやアメリカよりもさらに稼げる国で、若い頃に日本で数年苦勞すれば一生楽に暮らせるだけの経済的基盤ができるのだと語る。つまり、日本は彼らにとっての黄金郷なのである。しかしながら、スネークヘッドに依頼した密航が必ず成功するとは限らない。中には筆舌に尽くし難い辛酸をなめてなお、目的地にも到達できないし故郷にも帰れないようなはめに陥ってしまう人もいる。そのような危険を覚悟の上で、なぜ敢えて多くの中国人が海外に出たがるのだろうか。一つの理由は、特に福建省において根強い「華僑神話」にあるが、さらに大きな理由は、先にも述べた中国国内で高まるばかりの人口圧力にある。

統計によれば、現在中国の農村では2億6000万人もの過剰労働力が存在し、そのうち中国全土で毎年8000万が「盲流」化しているという。そしてそれはまだ増えつつある。改革・開放の最前線を走っている広東省、上海市などの沿海地区は、これら盲流人口の主な流入先となっている。80年代始めに経済特別区が作られてから、広東省には毎年300万人の盲流人口が流入している。こうした、中国の沿海地区に殺到する盲流人口は、やがては「国際盲流」となる可能性が非常に大きい。福建省の出稼ぎ者を多く送り出している村では、海外からの送金による立派な洋館風の家が立ち並んでいて、その中でも日本に出稼ぎに行った者がいる世帯の家がとりわけ豪華だという。中国と日本の間に大きな所得格差が存在する以上、また、中国の人口問題が解消されない以上、中国人の日本に向けた出国ブームは続くだろう。

もちろん、密航そのものは違法行為であるから、中国政府も手をこまねいているわけではなく、取り締まりの努力はしている。しかしながら、3340kmに及ぶ海岸線を持つ福建省からの密航者を、すべて摘発するのは不可能である。日本側としては、中国の労働力を無制限に受け入れることはも

ちろんできないとしても、隣国の過剰労働力をうまく吸収・利用できるような法整備を考えてもいい時期なのではないだろうか。ここで、実際の就労現場からの報告を見てみよう。

東横線沿線のある駅近くの商店街にあるファーストフード店³²⁾は、働き手が全員中国人である。店長は福建省出身のオーバーステイ者で、以下数人のアルバイト店員がすべて密入国した福建省出身の農民である。もし彼らが全員摘発されたら、労働条件の良くないこの店は、働き手が集まらないから閉店せざるを得ない。

また、新宿歌舞伎町にある店の1/3から半数は、中国人を始め外国人労働者によって支えられていると言われている。このような店の中には、単なる商業活動の範囲を越えて、大都市に出来たエスニック社会の重要なコミュニティを形成している場合がある。例えば歌舞伎町に隣接する大久保地区にある中国系食材店の例³³⁾。この店は、1986年に就学生として来日した上海出身の中国人が、日本で手に入らない食材に対する需要の存在を知って、曲折の後に友人の日本人との共同経営という形で開店したものである。当初は専ら中国・台湾の食材を扱っていたが、次第に韓国とタイ、マレーシアやシンガポール、フィリピンなどの製品も扱うようになり、さらにはこの店で調理した惣菜も販売している。これが日本人にも好評のようである。食品以外にも、ビデオレンタル及び販売、中国語による新聞数種類の販売も行なっている。また、旅行会社と提携して、航空券の予約と発券も代行している。その結果、この商店は多様な国籍からなる顧客を持ち、従業員も中国人、タイ人、マレーシア人、日本人と、その国籍が4カ国にわたる、「マルチ・エスニック（多民族型）」の性格を持つ店となった。営業内容も、単に店頭で物を売るということだけではなく、多民族が共生する中での、コミュニティ・センターのような役割を果たしているのである。こういったエスニック・ビジネスの展開によって、多くの外国人が地域社会と関わりを持ち得るようになった。そうした事態が進む中で、地域社会にとって外国人居住者は住まいの重要な供給先や地元商店の購買層として認識され、徐々に相互依存の関係が築かれてゆく。これがさらに進めば、日本における外国人、異文化の担い手の「統合」実現の一形態として考えることができるようになるだろう。

日本の外国人労働者で、中国系の人々について大きなグループを形成しているのが、日系人である。日本はドイツのように、どこかの国と労働者募集協定を結ぶということはしなかったが、しかしそれでも、規模は比較にならないがドイツにおけるトルコ人労働者に似たような存在が、ブラジル及びペルーからの日系人出稼ぎ労働者であろう。国籍付与についての考え方に、出生地主義と血統主義があり、ドイツ（極端な例で、何世代遡ろうと血統によって国籍取得が可能）や日本は非常にはっきりした血統主義をとっていることは既に述べた。日本におけるその最も端的な現われが、日系人に対する扱いである。1990年6月以降、日系人に対してだけは単純労働者としての就労が認められ、現在約20万の日系ブラジル人とペルー人が日本各地で出稼ぎ労働者として就労している。彼らの就労実態と彼らの抱える問題は、日本における外国人労働者の問題を代表していると思われる。

日本は現在、移民労働者に対してほとんど門戸を閉ざしているが、自らは近代化の過程で南米を

中心に多くの移民を送り出してきた³⁴⁾。日系移民は苦難を重ねながら受け入れ国の社会に根を下ろしてゆき、今やブラジルにおける日系人は120万余 (1988年現在) に達している。そのうち一世は約12%、二世は32%、三世は41%、四世は13%、五世は0.03%であり、二世、三世、四世が主流である。

これら日系人の「母国逆流現象」は、ブラジルの日本移民80年祭を迎える1988年頃から顕著になった。80年代半ばにはブラジル国内のインフレ率が200%を超えた。経済は大きく後退し、増大する失業者は糧を求めて都市部に集まった。しかし都市もこの人の流れを吸収することはできず、悪化する経済の中で「人の流出」が始まり、日本移民・日系人たちの間でも母国への出稼ぎが始まった。翌89年に入ると、日本企業からの求人急増した。現地の日本語新聞にも、日本企業の人材募集の広告が連日掲載されるようになった。当初、日本で就労する日系人は一世か、日本国籍を有する二世であった。帰化せず日本国籍のままの移住者がブラジルの永住権を確保するには、二年に一回ブラジルの土を踏んでいなければならないので、日本での就労は最長でも二年間であった。この当時の斡旋業者や派遣業者には、良心的な業者もいたが悪徳業者も多かった。賃金の半分をピンハネされたり、保険に入るように言われたにもかかわらず会社側では入ってなくて、その分を浮かせるという不正もあった。現地でも、日本への出稼ぎ者の主流が一世から二、三世へと変わると、日系社会はいやでもこの母国就労問題に目を向けざるを得ない。1989年2月16日、『サンパウロ新聞』は「わびしきコロニアの姿 移民とはしよせん“出稼ぎ”なのか」という見出しで社説を掲げた³⁵⁾。そこでは、悪質な斡旋業者の存在や業種の選択に対する注意を喚起したり、日系二世の日本での就労を「非合法または非合法すれすれのマネ」と呼ぶなど、いくつかの点ではっきりとした問題意識が見て取れる。しかしながら世論全体としては祖国日本への出稼ぎについては、止むを得ないとするか、またはむしろ肯定的な見方が優勢である。そこで、祖国への出稼ぎが「非合法または非合法すれすれのようなマネ」であってはいけないという声が高くなるのは当然である。観光ビザのままの就労は違法であることから、「日系人から犯罪人を出すわけにはいかない」という思いを抱く、サンパウロ州の日系州議員が日本政府に対して、「日本国籍を所有しない日系子弟の日本就労について長期ビザ交付」の実現を度重ねて陳情した。これに対する外務省当局の回答ははっきりしていた。「日本人と同じ顔をしているからといって、日系ブラジル人だけを例外にはできない。日系二世といえども外国人である。仮にゆずって、日系二世を例外にしたら、日系以外のブラジル人の“要求”をどうさばいたらいいのか」というもので、ある意味ではこれは当然とも思える回答である。しかしながら日本側のこの原則的態度は、現地の日系人の中で感情的反発を招き、その後さらなる経緯を経て、日本政府は結局、1990年6月1日施行の新入管法で、日系人に対しては単純労働を目的とする滞在のための長期ビザ発給を認めた。具体的には、日系二世及びその配偶者には1年から3年までの長期ビザを発給、また日系三、四世には6ヶ月のビザを発給するというものである。

この問題はいずれにしても、すべての方向で公平で文句のない解決というのはいかなったで

あろう。ドイツの極端な血統主義に対して、日本の場合首尾一貫しない血統主義で、意地悪い見方をすれば、日本はこれまで、外からの異分子を入れないために使い分けをしていたとも言えるかもしれない。結果的に、外国人の単純労働者の入国を禁止した現状では、就労が合法化された日系二、三（四）世が、唯一の海外からの労働力の補給源となった。それゆえにまた、日系人労働者の増加には拍車がかかり、現在20万を超える南米日系人が、愛知県、群馬県をはじめとする日本各地で就労し、生活している。そしてその一部には日本定住の傾向も見られるようだ。代表的な町が、群馬県にある大泉町である。外国人比率が11.8%（4万2000の総人口に対して5000超、うち4000がブラジル国籍）に達するこの町についての、ある新聞記事³⁶⁾の概略を掲げる。

電気などの製造業を基幹産業とする大泉町は、人材が不足したバブルの時代、東南アジアなどからの不法就労者に頼らざるを得なかったが、入管法改正後はこの町及び周辺の企業が日系人労働者の呼び寄せに組織的に取り組んだ。行政の対応も早く、日系の児童・生徒のための日本語教室を開設したりポルトガル語が話せる職員を採用、また、行政サービスをポルトガル語で説明した「くらしの便利帳」を配布した。日系人が経営するブラジル料理店やレンタルビデオ店も100軒近くに達する。10年近く滞在する人もいて定住化の兆しも現われた。毎年7月の「大泉まつり」では日系人のサンバパレードが盛り上がる。スーパーマーケットの二階には、日系人経営のレストラン、食料品店、旅行代理店など十数店が入居してショッピングセンター「ブラジリアン・プラザ」がオープンし、週末には大泉町ばかりでなく関東一円の日系人が集まり、にぎわいを見せる。しかしブラジリアン・プラザを訪れる日本人はほとんどいない。独立した日系の共同体が成立しつつあり、そこでは日本語が話せなくとも生活ができる。日系人と地域社会との接点がなくなりつつあり、相互不干渉の関係が生まれている。また、ブラジルと日本の間でアイデンティティの揺らぎを口にする日系人もいる。

記事は、「共生に向けコミュニティの壁は破れるのかが今、問われている」と結んでいるが、大泉町の例は期せずして、異文化との共生、マルチカルチャー社会の実現へ向けての、大規模な実験の様相を呈している。この町での共生、さらには「統合」がうまく機能するようであれば、日本社会も真の意味での国際化の一步を踏み出すことになるだろう。この実験が成功することを祈らずにはいられない。

<次世紀へ向けての展望と課題>

これまで、外国人の受け入れに対しておよそ両極端な対応をとってきたドイツと日本の事情を述べてきた。最後に、両国の現状と将来の展望・課題を比較してまとめておく。

日本の外国人問題が論じられる際に決まって引き合いに出されるのが、ドイツにおける現状のマイナス面である。ドイツは最初、二、三年で帰すつもりで外国人労働者を導入した。それが家族を呼び寄せ、定住してしまった。つまり、人間を切り離れた「労働力」などというものは存在しないのであって、移住してくるのはまさしく人間なのである。当然、住宅、教育、福祉などの面で色々

な問題が生じる。日本における「開放慎重派」,「鎖国派」はこの点をとらえ、ドイツの外国人労働者導入政策を「失敗例」と指摘する。しかしそこには、われわれ日本人が学ぶべきポジティブな教訓はないだろうか。ドイツでは確かに、大量の難民及び外国人労働者の存在が一種の重荷のようなものになっている。しかし、政府も市民も、異文化の担い手をドイツ社会に「統合」させるために懸命の努力を続けている。

例えば教育現場での取り組みである。ドイツの学校は、最大の外国人グループであるトルコ人の児童が社会的・言語的及び文化的に、ドイツに適應する手助けを行ったり、彼らの母国語であるトルコ語習得や、故国の文化を学習する機会を保障するべく努めている。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、母国語としてのトルコ語だけでなく、合計114の学校で小学校高学年から中学校段階において、第二外国語としてトルコ語を選択できるようになっている。また、トルコ人教師が母国語の授業の枠内で宗教教育を行なうことも可能である。ベルリンのクロイツベルク地区(ドイツ最大のトルコ人居住区)の二つの幼稚園では、外国人子女のための二ヶ国語教育とマルチカルチャー教育が実現している。さらに、ハンブルクのある幼稚園の例では、36人の園児がトルコ人、ドイツ人、及びトルコ人とドイツ人の混血の3グループから、ほぼ同じ割合で集められ、トルコ語(トルコ文化)、ドイツ語(ドイツ文化)の二ヶ国語・二文化教育を実践している。保母・保父もトルコ人3人、ドイツ人2人の合わせて5人と偏りが無い。給食もふだんからトルコ料理とドイツ料理を交互に出して、相手の食文化に親しませるようにしている。また双方の宗教的行事を宗教色抜きで祝っている。或いは小学校の教科書を見ても、国語その他の科目で、各学年とも必ずと言っていいほど、外国人労働者やその子弟の問題、異なる文化や生活の様子、偏見や差別の問題、異なるものへの寛容などに関わるテーマを扱っている。つまりは、「異質との共存を目指す教育」が実践されているのである³⁷⁾。

日本における鎖国論者の代表的存在である西尾幹二氏などは、外国人を入れることによって孫子の代にまで禍根を残すと主張する。彼が恐れる最大の禍根の一つは、教育現場の混乱と教育レベルの低下であろう。しかしながら、例えば小中学校のクラスの中に、難民や外国人労働者の子弟がいることが、果たしてそれほど悪いことばかりと言えるだろうか。そのような学校で子供たちは、この社会が様々な、違う個性を持った人間から成り立っていることを自ずと体得していく。これこそはトレランスの涵養の前提であり、現代日本の病根である「いじめ」を根絶するための端緒になるものと期待したい。

いずれにしても、ドイツは極端な例だとして、日本もそろそろ外国人締め出しの頑なな態度を改め、ある程度は現実に合わせて法制を整備し、異文化との共存を図るべきではないか。鎖国を唱えても、現実には先に進んでしまっていて、既に国内に存在する数十万の外国人を国外退去させるのは不可能だし、もし強引にそんなことをすれば、下手をすると警察国家の到来を招きかねない。陸続きのヨーロッパ諸国と違って、四囲を海に囲まれた日本は、密入国が比較的難しい国である。しかしまた逆に、これだけの長い海岸線に沿って遺漏なく上陸を阻止するのも不可能であろう。違法行

為を見逃せと言うのではないけれど、そんなことに対して徒にエネルギーを費やすよりは、望ましい、もしくは実現可能な受け入れ政策を前向きに考える方がよほど建設的ではあるまいか。「開国」のためにはもちろん、相当の痛みを伴うものであるということをお我々は覚悟しておく必要がある。経済的負担による生活水準の低下は避けられないだろうし、犯罪の発生率もある程度は上昇——ドイツにおける外国人人口の中の犯罪発生率はドイツ人のそれに比して残念ながらやはりいくらか高い³⁸⁾；しかしそれも、教育による社会化がうまくいった場合には著しく改善されることが報告されている——するかもしれない。しかしながら、民族的、文化的に同質・均質の社会であるという幻想にいつまでも捉われなくて、近い将来において多文化的で多様な日本を実現することは、必ずプラスの面もたらさずである。日本人だけからなる、均質な日本社会というイメージそのものを積極的に変えていくのである。これは、次世紀へ向けて日本に課せられた試練と受け止める以外にない。

先ずは今すぐにも行なうべきこと、可能なことから始めるのが良い。例えば、不労働者であろうと、医療から締め出されることのないように、国民健康保険の制度が適用できるような改正を考えることである。誰であれ健康な生活をおくる権利があるはずで、この基本的人権を無視すれば、国際的な信用を失うことにもなりかねないと思うものである。

＜付説—鹿児島大学学生の異文化に対する意識＞

1997年、筆者を中心としたプロジェクトチームが、鹿児島大学教育学内特別経費を受けて、「地方大学生のアジア諸国に対する意識と郷土意識に関する研究」と題するアンケート調査を行った³⁹⁾。対象は、主に鹿児島大学の1、2年生を中心とした361名である。この調査の中には、本稿の内容と直接の関わりを持つ項目がいくつか含まれる。その結果を以下に掲げる。

外国人労働者受け入れの条件に関する質問では、「技術労働者のみ受け入れる」が30.7%、「法を整備し単純労働者も受け入れる」が55.7%となった。外国人労働者受け入れの影響に関する設問群では、犯罪増加・治安悪化に対して強い懸念を抱く者が26%を超え、「どちらかと言えばそう」を併せると約80%に達した。教育現場の混乱・教育水準の低下に関しては、懸念を抱いていない者が90%であった。多文化社会の到来・文化の層の豊かさに関しては、肯定的な答えが60%を超える一方で、態度保留が25%、否定的回答も10%を超えた。同じ傾向が、相互理解の促進・真の国際化についても見られ、肯定派が約65%、保留が23%強、否定派が11%超である。(南米)日系人の受け入れに関しては、優遇されて当然と考える(血統主義を肯定する)のは16%と少数派で、血統主義否定派が80%弱に達した。

この結果については次のようなことが言える。単純労働者の受け入れを否定した30%と、犯罪増加・治安の悪化に強い懸念を抱く30%弱の数字の一致は、全くの偶然ではないだろう。つまり、外国人の単純労働者が著しく増えると犯罪も増加し治安が悪化するという、漠然とした先入観のようなものがかなりの程度存在するということである。これは、人口当りの犯罪発生率では外国人の割

合の方がいくらか上回るという、ドイツにおける現実と期せずして合致している。しかしながら、これがそのまま異文化とその担い手たちを排除する方向には結びついていない。教育現場の混乱・教育水準の低下に対して懸念は現われていないし、文化の層の豊かさ、相互理解の促進を肯定する者がそれぞれ60%強に達していることと併せて、次代を担う若者たちが異文化の受け入れに対し、総じて積極的な考えを持っていることが明らかになった。

もちろんこれは、相当ナイーブな、印象と感覚に基づいた部分が大い回答であろうし、紙上の態度が実際の行動と一致するかどうか——これは筆者も含めて自戒に値する——は未知数であり、その点は割り引いて考えなければならないだろう。しかしながら、次世紀に向けて日本社会のあり方が変わってゆくであろうことを予感させる萌芽のようなものは、十分に窺うことができる。

日系人の受け入れについて血統主義を否定する答えが圧倒的であることを考えると、国籍付与や滞在資格に関する法制度と市民の意識が乖離してきつつあるということが言えよう。将来的には法改正をも視野に入れて考えるべき問題である。

—註—

- 1) 外務大臣官房領事移住部移住政策課『海外在留邦人数調査統計 平成7年版』の数字。ここでの引用は、奥田道大(編著)『都市エスニシティの社会学』, ミネルヴァ書房, 1997年, p. 213による。
- 2) 南日本新聞1998年10月5日の記事。数字は法務省入国管理局刊行, 1997年「入管白書」による。
- 3) 洪世和『コレアン・ドライバーは、パリで眠らない』, みすず書房, 1997年, P. 338
- 4) 同書, P. 341
- 5) 同書, P. 347
- 6) Cornelia Schmalz-Jacobsen und Georg Hansen (hrsg.): *Ethnische Minderheiten in der Bundesrepublik Deutschland*, München 1995, p. 306
- 7) *Langenscheidts Großwörterbuch Deutsch als Fremdsprache*, Berlin und München 1993, p. 586
- 8) Schmalz-Jacobsen und Hansen, 前掲書, p. 307。ただし、センセーショナルなその著で世界を8つの文明に分類したハンチントン教授はこの語を、個々の文化をも包括するより根源的で普遍的な意味で用いている。サミュエル・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』, 集英社, 1998年, 参照。
- 9) Schmalz-Jacobsen und Hansen, 前掲書, p. 307
- 10) 杉本良夫『「日本人」をやめられますか』, 朝日文庫, 1996年, p. 115で著者は、「日本」に関わる様々なグループを、国籍, 民族(血統?), 日本語能力, 出生地, 現住所などの属性の有無について、一覧表にして掲げているのは興味深い。これによると、「日本人」という分類がいかに曖昧なものかがよくわかる。
- 11) 本間浩『難民問題とは何か』, 岩波新書, 1992年, p. 96
- 12) この個所の叙述は、森田桐郎(編)『国際労働力移動』, 東京大学出版会, 1992年, 及び、桑原靖夫『国境を越える労働者』, 岩波新書, 1994年に負っている。
- 13) 藤崎康夫『出稼日日系外国人労働者』, 明石書店, 1992年, pp. 50-53
- 14) 世界の国々の民族構成を見ると、民族的構成が同質的な国は全体の9%にすぎない。一方、多数派民族が50%以下の国が30%を占める。そして、全体の40%にあたる国々で、人口が5つ以上の主要な民族に分かれている。岡部一明『多民族社会の到来』, 御茶の水書房, 1991年, p. 4 参照。
- 15) Schmalz-Jacobsen und Hansen, 前掲書, p. 161
- 16) 難民に関わる経済的負担の資料は、Jan Werner: *Die Invasion der Armen Asylanten und illegale Einwanderer*, Mainz 1991, pp. 64-79によった。
- 17) 同書, p. 66-67
- 18) 1991年12月16日付の *Der Spiegel* 誌によるレバノン人一家のケースでは、81年の難民認定申請以来、10年を経てなお最終的結論は出していない。労働許可の下りない父親は生活保護で暮らす一方、ドイツ社会でド

イツ語による教育を受けた子供たちのアイデンティティの危機が深刻になっている。難民及び移民労働者の第二世代のアイデンティティの問題は、稿を改めて論じるべき大きな問題である。

- 19) 本間浩, 前掲書, p.140-141 参照。
- 20) 1994年2月末現在。三宅和夫(編著)『子どもの発達と社会・文化』, 放送大学教育振興所, 1995年, p.114
- 21) 本間浩, 前掲書, p.3
- 22) アジア人労働者問題懇談会編『侵される人権・外国人労働者』, 第三書館, 1992年, pp.286-290
- 23) Franz Joseph Degenhardt: *Tonio Schiavo*, Polydor 1966. 歌詞のドイツ語による原文を掲げる。
Das ist die Geschichte von Tonio Schiavo,
geboren, verwachsen in Mezzo-giorno.
Frau und acht Kinder, und drei leben kaum,
und zweieinhalb Schwestern in einem Raum.
Tonio Schiavo ist abgehaun.
Zog in die Ferne,
ins Paradies,
und das liegt irgendwo bei Herne.
- 24) Klaus J.Bade: *Ausländer Aussiedler Asyl*, München 1994, p.34
- 25) 伊豫谷登士翁・梶田孝道(編)『外国人労働者論 現状から理論へ』, 弘文堂, 1992年, pp.206-222
- 26) 筆者のドイツ留学中, 学生寮の同じフロアに住む6人のうち2人がイスラム圏の出身であった。彼らは本来, 非常に人なつこく善良な人々であるが, 彼我の考え方の違い・文化の違いに戸惑いを覚えることもしばしばであった。
- 27) 1998年9月のドイツ連邦議会選挙で社会民主党が勝利し, 緑の党・90年連合と連立を組むことになる。緑の党は以前より二重国籍の容認を強く主張しており, この問題で今後新しい展開が予想される。
- 28) この個所の数字は, 田中宏『在日外国人 新版』, 岩波新書, 1995年, pp.32-33による。97年の数字は, 1997年「入管白書」。
- 29) 同書, pp.219-220, 及びアジア人労働者問題懇談会編, 前掲書, 参照。
- 30) 1998年9月28日付の南日本新聞が報じる法務省入国管理局の集計によると, 1996年9月から98年8月までの2年間に, 日本全国の沿岸で, 140隻2680人の集団密航が摘発されたが, うち約8割が中国人で, ほとんどに蛇頭が関与していると見られている。
- 31) この個所の叙述は, 莫邦富『蛇頭-中国人密航者を追う』, 草思社, 1994年に負っている。
- 32) 前掲書, p.227
- 33) 奥田道大, 前掲書, pp.89-121, 参照
- 34) 日系移民の歴史については, 藤崎康夫, 前掲書参照。
- 35) 同書, pp.79-82
- 36) 1998年1月24日付南日本新聞。
- 37) これらの例はすべて, 天野正治(編著)『ドイツの異文化間教育』, 玉川大学出版部, 1997年による。
- 38) Schmalz-Jacobsen und Hansen, 前掲書, pp.301-306
- 39) 「地方大学生のアジア諸国に対する意識と郷土意識に関する研究」鹿兒島大学平成9年度教育研究学内特別経費研究成果報告書, 1998年3月, 参照。